

令和2年2月13日

田川市長 二場公人 殿

田川市国民健康保険運営協議会  
会長 國松茂雄

田川市国民健康保険税について（答申）

令和元年11月5日付田市保第258号にて貴職から諮問があった事項について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり意見がまとまったので答申する。

記

1 諮問事項

令和2年度以降の田川市国民健康保険税率について

2 答 申

田川市国民健康保険税率は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のいずれも現行どおりに据置きとされたい。

3 答申に関する協議会の考え

令和2年度の納付金算定結果を踏まえ、現行税率による収入見込を試算したところ、納付金を納める財源は不足しない見通しであり、増税は必要ないと判断した。一方、平成30年度は黒字決算であったが、県から納付金に関する将来見通しが明示されていない状況であり、税負担の緩和は、今後の納付金の推移から、将来の財政収支を見極めて、慎重に判断していくべきである。その理由として、田川市が、平成20年度以降の8年間で、赤字により8億円超の内部留保金を使い切り、安定的な財政運営を行うための十分な基金がないことが挙げられる。県内の1人あたり医療費は、今後も増加していくことが見込まれており、将来、納付金の増額によって、急激な保険税の見直しを迫られることがないように、ある程度の基金を確保しておくことが望ましい。

#### 4 その他

協議会は、この答申にあたり、次の事項を要望として申し添えるので、その取組みに配慮願いたい。

- (1) 医療費適正化に繋がる保健事業の取組みやジェネリック医薬品の推奨を進め、保険財政の健全化と保険税負担の抑制に努めること。
- (2) 特定健診の受診率向上に取り組むとともに、被保険者が健康維持増進に意欲的に取り組むよう意識啓発を図り、関係団体と連携して医療費適正化に努めること。
- (3) 保険税に占める応能割と応益割の割合は、世帯間で不公平感が生じない設定が求められるが、今後、全体の税負担を見直す際に、望ましい配分について審議と説明が尽くせるように整理分析しておくこと。